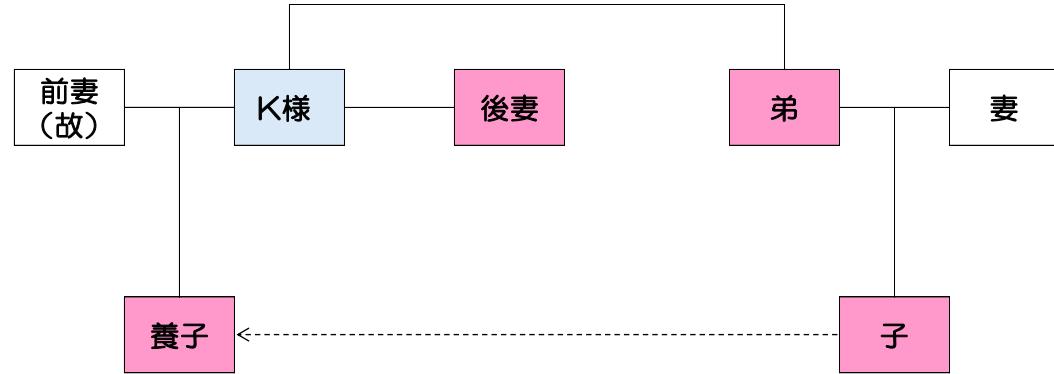


不動産信託成約事例

【ポイント】

- ① 相続税対策
- ② 不動産経営の負担解消
- ③ 次世代への継承対策



K様（80歳）は永年携わってきた会社経営から退いて十数年が経っている。財産の大半は株や金融資産であったが、最近は相続税対策として不動産への組み換えも進めていた。しかし不動産経営は入居条件の交渉や建物の修繕など何かと煩わしく、年齢的に負担が重く、また次世代への継承も不安に感じていた。

収益不動産を探していた中、K様はスタート信託から、不動産現物の購入に替えて、スタート信託が受託している不動産の信託受益権の紹介を受けた。不動産の信託受益権であれば、経営の一切をスタート信託へアウトソーシングすることができ、相続が起きても次世代の負担にならずに継承できるので、K様のニーズにピッタリであり、すぐに購入を決めた。

K様は相続税対策とともに、不動産経営の煩わしさ、次世代への継承不安もまとめて解決することができた。



* 本内容は一般的な説明の例示です。不動産信託を活用する場合は、契約締結時および契約期間中は、所定の信託報酬のお支払いが必要です。法定相続人以外の方が遺贈を受ける場合は、相続税額が20%加算されます。本文書に記載された内容の実施につきましては、税理士等の専門家とご相談下さい。* 詳しくは、信託法第90条・第91条をご確認下さい